

様式第13号の2（第13条の2関係）

平成27年度 早期退職募集に係る募集実施要項

平成27年9月1日  
乙訓環境衛生組合  
管理者 山本圭一

今般、次のとおり早期退職希望者の募集（京都府市町村職員の退職手当に関する条例（昭和38年京都府市町村職員退職手当組合条例第1号。以下「条例」という。）第10条の6第1項）を行う。

- 1 募集の目的  
条例第10条の6第1項第1号  
（職員の年齢別構成の適正化を図る）
- 2 募集の対象  
平成28年3月31日現在において、満50歳以上59歳以下の職員で勤続年数が20年以上の者（注意事項1）
- 3 募集人数  
若干名
- 4 募集期間  
平成27年 9月 1日（火） 8時30分から  
平成27年10月15日（木） 17時15分まで（注意事項2）
- 5 退職すべき期日  
平成28年3月31日（木）
- 6 応募の手続又は取下げの手続
  - （1）応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（様式第13号の3）に必要事項を記入のうえ、募集の期間内に総務課総務係に提出する。
  - （2）応募申請書の提出後、退職すべき期日が到来するまでの間に、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」

(様式第13号の4)を総務課総務係に提出する。

7 認定又は不認定の通知時期

募集期間の最終日から概ね2週間以内に認定又は不認定の通知書を交付する。(注意事項3)

8 募集に関する問合せ連絡先

総務課総務係

9 その他

条例第6条の3の規定に基づき、定年に達する日から6月前までに退職すべき期日(平成28年3月31日)に到達する職員については、定年前1年当たり3%(ただし、退職すべき期日が定年に達する日から1年である職員の割増率は、2%)を基本額に割り増す特例措置を適用する。

(注意事項)

1 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

(1) 条例第3条第2項の規定により職員とみなされる者

(2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者

(3) この募集に係る退職すべき期日が到来するまでに定年に達する者

(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

2 応募者の数が一定数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。

3 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

(1) 応募が募集実施要項又は条例第10条の6第9項の規定に適合しない場合

(2) 応募者が応募をした後、地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

(3) 応募者が条例第10条の6第11項第2号に規定する処分を受けるべ

き行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

- (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合